

市内土木工事業者の格付基準及び発注標準

市内土木工事業者の格付基準及び発注標準について、次の基準に基づき実施する。

◎格付基準

1. 下記各等級の判定基準に掲げる『総評定点』は、別紙に定める『客観的要素（経営事項審査の総合評定値（P）』と『主観的要素』の数値の和とする。
2. 下記各等級の判定基準に掲げる②及び③は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める建設業者の経営事項審査に基づいて行う。

【各等級の判定基準】

年度開始時点で生駒市内に本店を有する者で、判定基準すべてを満たした者を当該等級に格付けするものとする。

- A 級 ① 総評定点は700点以上有すること。
② 土木一式工事の1級技術職員を1名以上雇用していること。
③ 土木一式工事の技術職員は3名以上雇用していること。

B 級 A級の判定基準を1つでも満たさない者

3. 資格審査委員会が必要と認める場合、客観的事項を新たに要素として加え、これを公表の上格付を行う。

【市内土木工事業者入札参加格付基準表】

判定基準	①総評定点 ※経審点数+主観点数	②技術者種別	③技術者職員数
A 級	700点以上	1級技術職員 1名以上	3名以上
B 級	A級の判定基準を1つでも満たさない者		

◎発注標準

発注標準を以下の表のとおり定める。

等 級	発注対象金額
A 級	2500万円以上 ～ 1億5000万円未満 ※ただし、予定価格6000万円以上については特定建設業許可を有する者に限る。
B 級	2500万円未満 ※ただし、予定価格1000万円以上 2500万円未満については、A級に格付されている者のうち、一般建設業許可を有する者も入札参加可能とする。 ※予定価格1000万円未満については、入札参加資格として過去の受注実績については求めない。

総評定点算定基準

客観的要素判定基準

客観的要素の評価は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める建設業者の経営事項審査に基づいて行う。

主観的要素判定基準

主観的要素の評価は、次の項目について行う。

格付評価対象期間：格付けをする年度の前々年度及び前年度の2ヶ年間

- 1 格付評価対象期間においてに完成した生駒市建設工事成績評定要領に基づき評価された全工種における評価結果の平均値(小数点以下切り捨て)によって下表のとおり区分して評価する。

○評価結果の対象となる建設工事の種類：全ての建設工事

評価結果 (評価点)	80 以上	79～ 75	74～ 70	69～ 65	64～ 60	59～ 55	54 以下
評価値	40	20	10	0	△10	△20	△40

- 2 格付評価対象期間において入札参加停止措置を受けた者
 - (1) 入札参加停止措置期間が3ヶ月未満の場合 …△20点
 - (2) 入札参加停止措置期間が3ヶ月以上6ヶ月未満の場合 …△60点
 - (3) 入札参加停止措置期間が6ヶ月以上1年未満の場合 …△100点
 - (4) 入札参加停止措置期間が1年以上にわたる場合 …△150点
- 3 生駒市と「災害時における応急復旧協定」又は「災害時における応急復旧等に関する協定」を締結している者 …20点